

五 特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）

改正案	現行
<p>証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 特定証券情報等の提供又は公表（第二条―第十一条）</p> <p>第三章 外国証券情報の提供又は公表（第十二条―第十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 外国証券情報 法第二十七条の三十二の二第一項に規定する外国証券情報をいう。</p> <p>八 外国証券売出し 法第二十七条の三十二の二に規定する外国証券売出しをいう。</p> <p>九 指定外国金融商品取引所 金融商品取引法施行令（昭和四十年</p>	<p>特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令</p> <p>（新設）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の十二の三第  
四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。

## 第二章 特定証券情報等の提供又は公表

### (特定証券情報の内容)

第二条 法第二十七条の三十一第一項に規定する内閣府令で定める情  
報は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める  
情報とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる有価証券について  
、当該情報とすることが公益又は投資者保護のため適当でないことと認  
められる場合には、金融庁長官の指示するところによるものとする  
。

一 (略)

二 特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の四第三項第二号に規  
定する特定店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。  
）又はその発行者が認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項  
に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下この号において  
同じ。）に特定店頭売買有価証券として登録しようとする有価証  
券（以下「特定店頭売買有価証券等」という。） 当該特定店頭  
売買有価証券等を登録し、又は登録しようとする認可金融商品取  
引業協会の定める規則（以下「特定協会規則」という。）におい  
て定める情報

### (新設)

### (特定証券情報の内容)

第二条 法第二十七条の三十一第一項に規定する内閣府令で定める情  
報は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める  
情報とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる有価証券について  
、当該情報とすることが公益又は投資者保護のため適当でないことと認  
められる場合には、金融庁長官の指示するところによるものとする  
。

一 (略)

二 特定店頭売買有価証券（金融商品取引法施行令（昭和四十年政  
令第三百二十一号。第七条第五項第二号において「令」という。  
）第二条の十二の二第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証  
券をいう。以下この号において同じ。）又はその発行者が認可金  
融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取  
引業協会をいう。以下この号において同じ。）に特定店頭売買有  
価証券として登録しようとする有価証券（以下「特定店頭売買有  
価証券等」という。） 当該特定店頭売買有価証券等を登録し、  
又は登録しようとする認可金融商品取引業協会の定める規則（以  
下「特定協会規則」という。）において定める情報

三 (略)

2 (略)

(発行者情報の内容等)

第七条 (略)

2と4 (略)

5 法第二十七条の三十二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 (略)

二 法第二十七条の三十二第一項第一号に定める有価証券が、令第

二条の十二の四第一項の規定により特定投資家向け有価証券(法

第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。第八条

第一項において同じ。)に該当しなくなった場合

三 (略)

6 (略)

第三章 外国証券情報の提供又は公表

(外国証券情報の内容)

第十二条 法第二十七条の三十二の二第一項に規定する内閣府令で定

める情報は、別表の上欄に掲げる有価証券の区分に応じ当該区分の下欄に掲げる情報とする。

2 外国証券情報は、外国証券売出しにより有価証券を売り付ける日

三 (略)

2 (略)

(発行者情報の内容等)

第七条 (略)

2と4 (略)

5 法第二十七条の三十二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 (略)

二 法第二十七条の三十二第一項第一号に定める有価証券が、令第

二条の十二の二第一項の規定により特定投資家向け有価証券(法

第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。第八条

第一項において同じ。)に該当しなくなった場合

三 (略)

6 (略)

(新設)

(新設)

の一年前の日から当該売り付ける日の前日までのいずれかの日現在におけるもの（当該情報が二以上ある場合には、最も遅い日現在におけるもの）でなければならない。

3 外国証券情報の全部又はその一部の内容及、当該有価証券の発行者又は当該発行者からその公表について委託を受けた者が公表している情報（次の各号に掲げるすべての要件に該当するものに限る。以下この項において「公表情報」という。）に含まれている場合には、公表情報を参照する旨及び当該公表情報が公表されているホームページアドレスに関する情報を外国証券情報の全部又はその一部とみなすことができる。

一 当該公表情報が当該有価証券が発行された外国の法令（これに相当する国際機関の定める規則を含む。）又は当該有価証券が上場されている指定外国金融商品取引所の規則に基づいて公表されていること（当該有価証券が令第二条の十二の三第一項から第三項までに掲げる有価証券である場合を除く。）。

二 国内において当該公表情報をインターネットにより容易に取得することができること。

三 当該公表情報が日本語又は英語で公表されていること。

（外国証券情報の提供又は公表を要しない場合）

第十三条 法第二十七条の三十二の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときはとする。

（新設）

- 
- 一 当該有価証券の発行者が当該発行者の他の有価証券について法第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書を提出しており、法第二十七条の三十二の二第一項の規定により当該有価証券に関する証券情報（当該有価証券に関する別表に掲げる証券情報をいう。以下この条において同じ。）が提供され、又は公表される場合
  - 二 当該有価証券の発行者が既に当該有価証券に係る特定証券情報（法第二十七条の三十一第二項の規定による特定証券情報をいう。）又は発行者情報（法第二十七条の三十二第一項又は第二項の規定による発行者情報をいう。）を公表しており、法第二十七条の三十二の二第一項の規定により当該有価証券に関する証券情報が提供され、又は公表される場合（これらの情報に前条第一項に規定する情報が含まれている場合に限る。）
  - 三 当該有価証券が令第二条の十二の三第一号又は第二号に掲げる有価証券であつて、次に掲げるすべての要件に該当する場合
    - イ 当該有価証券及び当該有価証券の発行者に関する情報が前条第三項各号に掲げるすべての要件を満たすこと。
    - ロ 当該有価証券の売買に係る業務が独立した二以上の金融商品取引業者等により継続して行われており、又は行われる予定であること。
-

(有価証券の保管を委託している者に準ずる者)

第十四条 法第二十七条の三十二の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該外国証券売出しを行った金融商品取引業者等を当該有価証券に係る口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。第三号において同じ。)とする当該有価証券に係る加入者(同条第三項に規定する加入者をいう。同号において同じ。)

二 当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該有価証券の保管を当該外国証券売出しを行った金融商品取引業者等に委託していた者であつて、当該金融商品取引業者等による事業の譲渡その他の理由により当該委託に係る業務を承継した当該金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等に当該有価証券の保管を委託している者

三 当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該金融商品取引業者等を当該有価証券に係る口座管理機関とする当該有価証券に係る加入者であつて、当該金融商品取引業者等による事業の譲渡その他の理由により当該口座管理機関の業務を承継した当該金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等を当該有価証券に係る口座管理機関とする当該有価証券に係る加入者

(投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合)

(新設)

第十五条 法第二十七条の三十二の二第二項に規定する重要な影響を

及ぼす事実が発生した場合として内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 当該有価証券の発行者又は当該有価証券の元本の償還及び利息の支払いについて保証している者（次号において「保証者」という。）の合併その他これに類する当該有価証券の元本の償還又は利息の支払いその他の債務の履行又は保証に関する事業の重要な変更があった場合

二 当該有価証券の発行者又は保証者の破産手続、再生手続若しくは更生手続又は外国の法令に基づくこれらに類する手続の開始又は終了その他これらに準ずる重要な進展があった場合

三 外国の法令又は指定外国金融商品取引所の規則（これらに基づき当該有価証券又はその発行者が情報を公表している場合における当該法令又は当該規則に限る。）の変更のうち、当該有価証券に対する投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす場合

四 前三号に掲げる場合以外の場合であつて、提供し、又は公表した外国証券情報に記載した事実について重要な変更があつた場合

（投資者保護に欠けることがないものとして認められる場合）

第十六条 法第二十七条の三十二の二第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 当該有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第七項に規定する開示が行われている場合に該当する場合をいう。）

（新設）

（新設）

に該当する場合

二 第三条第二号又は第三号に規定する場合

三 国内における当該有価証券の所有者（当該有価証券に係る外国証券売出しを行った金融商品取引業者等に当該有価証券の保管を委託している者及び第四条に掲げる者に限る。）が五十名未満の場合

（外国証券情報の提供又は公表の方法）

第十七条 外国証券情報の提供し、又は公表をしようとする金融商品取引業者等は、次の各号に掲げるいずれかの方法により外国証券情報の提供又は公表をしなければならない。

一 当該外国証券情報を提供又は公表しようとする相手方（以下この条において「外国証券情報受領者」という。）に対する当該外国証券情報を記載した書面の交付

二 当該外国証券情報受領者に対する当該外国証券情報のファクシミリ装置を用いた送信（当該外国証券情報が当該外国証券情報受領者において文書として受信できる場合であつて、当該外国証券情報受領者が当該方法による外国証券情報の提供について同意した場合に限る。）

三 当該外国証券情報の電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下この条において同じ。）又はインターネットその他の電気通信回線を用いて送信する方法（当該

（新設）

外国証券情報が当該外国証券情報受領者において電子計算機を使用して文書に変換できるものである場合であつて、当該外国証券情報受領者が当該方法による外国証券情報の提供について同意した場合には限る。）

四 外国証券情報が公表されているホームページアドレスに関する情報その他外国証券情報を閲覧する方法に関する情報の提供（当該外国証券情報受領者が当該方法による外国証券情報の提供又は公表について同意した場合に限る。）

別表（第十二条関係）

有価証券	情報
令第二条の十二の三 第一号に掲げる有価 証券	1  発行者情報 (1)  発行者の名称 (2)  発行者の概要 (3)  財政の概要 (4)  外国為替の推移及び最近日の為替 相場 2  証券情報 (1)  証券の名称 (2)  発行地及び上場・非上場の区分（ 上場している場合は上場している金

（新設）

<p>令第二條の十二の三 第二号に掲げる有価 証券</p>	
<p>1  発行者情報 (1)  発行者の名称 (2)  発行者の概要 (3)  財政の概要 (4)  外国為替の推移及び最近日の為替 相場</p> <p>2  証券情報 (1)  証券の名称</p>	<p>融商品取引所</p> <p>(3)  発行日 (4)  発行額 (5)  利率及び利払金の決定方法 (6)  利払日 (7)  償還期限 (8)  償還金額及び償還金の決定方法 (9)  受託会社又は預託機関 (10)  担保又は保証に関する事項 (11)  他の債務との弁済順位の関係 (12)  課税上の取扱い (13)  発行、支払及び償還に係る準拠法 並びに管轄裁判所 (14)  取得格付及び格付機関</p>

<p>令第二条の十二の三 第三号に掲げる有価 証券</p>	
<p>1  発行者情報</p> <p>(1)  発行者の名称</p> <p>(2)  発行者の所在地</p> <p>(3)  発行者設立の準拠法並びに設立の 目的、設立の根拠、法的地位及び設 立日</p>	<p>(2)  発行地及び上場・非上場の区分（ 上場している場合は上場している金 融商品取引所）</p> <p>(3)  発行日</p> <p>(4)  発行額</p> <p>(5)  利率及び利払金の決定方法</p> <p>(6)  利払日</p> <p>(7)  償還期限</p> <p>(8)  償還金額及び償還金の決定方法</p> <p>(9)  受託会社又は預託機関</p> <p>(10)  担保又は保証に関する事項</p> <p>(11)  他の債務との弁済順位の関係</p> <p>(12)  課税上の取扱い</p> <p>(13)  発行、支払及び償還に係る準拠法 並びに管轄裁判所</p> <p>(14)  取得格付及び格付機関</p>



令第二条の十二の三  
第四号に掲げる有価  
証券

- 1| 発行者情報
  - (1)| 発行者の名称
  - (2)| 発行者の本店所在地
  - (3)| 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立日
  - (4)| 決算期
  - (5)| 事業の内容
  - (6)| 経理の概要
  - (7)| 外国為替の推移及び最近日の為替相場
- 2| 証券情報
  - (1)| 社債の種類及び名称
  - (2)| 発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している金融商品取引所）
  - (3)| 発行日
  - (4)| 発行額
  - (5)| 新株予約権の内容（新株予約権が付されている場合）
    - イ| 権利行使により発行する株式の払込金額の総額
    - ロ| 権利行使により発行する株式の種類

<p>令第二条の十二の三 第五号に掲げる有価 証券</p>	
<p>1   発行者情報</p> <p>(1)   発行者の名称</p> <p>(2)   発行者の本店所在地</p> <p>(3)   発行者設立の準拠法、法的地位及 び設立日</p> <p>(4)   決算期</p> <p>(5)   発行済株式数</p>	<p>ハ   権利行使により発行する株式の 発行価格</p> <p>ニ   新株予約権の行使請求期間その 他の条件</p> <p>(6)   利率及び利払金の決定方法</p> <p>(7)   利払日</p> <p>(8)   償還期限</p> <p>(9)   償還金額及び償還金の決定方法</p> <p>(10)   受託会社又は預託機関</p> <p>(11)   担保又は保証に関する事項</p> <p>(12)   他の債務との弁済順位の関係</p> <p>(13)   課税上の取扱い</p> <p>(14)   発行、支払及び償還に係る準拠法 並びに管轄裁判所</p> <p>(15)   取得格付及び格付機関</p>

<p>令第二条の十二の三 第六号に掲げる有価 証券</p>	
<p>1   証券情報</p> <p>(1)   ファンドの名称</p> <p>(2)   ファンドの形態</p> <p>(3)   有価証券の種類</p> <p>(4)   発行地</p>	<p>(6)   事業の内容</p> <p>(7)   経理の概要</p> <p>(8)   外国為替の推移及び最近日の為替 相場</p> <p>2   証券情報</p> <p>(1)   株式の種類及び名称</p> <p>(2)   発行地及び上場している金融商品 取引所</p> <p>(3)   株価の推移</p> <p>(4)   業績推移</p> <p>イ   売上高</p> <p>ロ   当期純利益</p> <p>ハ   株主資本の額</p> <p>(5)   株券一株当たりの情報</p> <p>イ   一株当たり当期純利益</p> <p>ロ   一株当たり配当額</p> <p>(6)   課税上の取扱い</p>

証券 第七号に掲げる有価 令第二条の十二の三	
1   証券情報 (2)   ファンドの形態 (1)   ファンドの名称	2   発行者情報 (5)   上場している金融商品取引所 (6)   発行日 (7)   売買単位 (8)   課税上の取扱い (1)   ファンドの登録上の住所 (2)   ファンドに係る法制度の概要 (3)   ファンドの目的及び基本的性格 (4)   主要法人の概要及び自己資本の額 (5)   投資方針 (6)   投資制限 (7)   ファンド資産の概要 (8)   ファンドに関する報酬及び費用 (9)   リスク (10)   決算期 (11)   ファンドの運用状況 (12)   ファンドの経理状況 (13)   外国為替の推移及び最近日の為替相場

<p>令第二条の十二の三</p>	
<p>1   発行者情報</p>	<p>2   発行者情報</p> <p>(3)   有価証券の種類</p> <p>(4)   発行地</p> <p>(5)   上場している金融商品取引所</p> <p>(6)   発行日</p> <p>(7)   売買単位</p> <p>(8)   課税上の取扱い</p> <p>(1)   ファンドの登録上の住所</p> <p>(2)   ファンドに係る法制度の概要</p> <p>(3)   ファンドの目的及び基本的性格</p> <p>(4)   主要法人の概要及び自己資本の額</p> <p>(5)   投資方針</p> <p>(6)   投資制限</p> <p>(7)   ファンド資産の概要</p> <p>(8)   ファンドに関する報酬及び費用</p> <p>(9)   リスク</p> <p>(10)   決算期</p> <p>(11)   ファンドの運用状況</p> <p>(12)   ファンドの経理状況</p> <p>(13)   外国為替の推移及び最近日の為替相場</p>

第八号に掲げる有価証券

- (1) 発行者の名称
  - (2) 発行者の本店所在地
  - (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立日
  - (4) 決算期
  - (5) 事業の内容
  - (6) 経理の概要
  - (7) 外国為替の推移及び最近日の為替相場
- 2 | 証券情報
- (1) 証券の名称
  - (2) 発行地及び上場している金融商品取引所
  - (3) 発行日
  - (4) オプションの内容
  - (5) オプションの行使の方法及び条件
  - (6) 決済の方法
  - (7) 取得格付
  - (8) カバードワラントの発行の仕組み
  - (9) リスク
  - (10) その他オプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項
  - (11) オプションの行使の対象が有価証券

	<p>令第二条の十二の三 第九号に掲げる有価 証券</p>
<p>券である場合</p> <p>イ 当該有価証券の概要</p> <p>ロ 当該有価証券の発行者の企業情 報</p> <p>ハ その他当該有価証券につき投資 者の判断に重要な影響を及ぼす事 項</p> <p>(12) 当該カードワラントに係る金融 商品又は金融指標に関する情報</p> <p>(13) 課税上の取扱い</p>	<p>1 原証券の発行者情報</p> <p>(1) 原証券の発行者の名称</p> <p>(2) 原証券の発行者の本店所在地</p> <p>(3) 原証券の発行者設立の準拠法、法 的地位及び設立日</p> <p>(4) 原証券の発行者の決算期</p> <p>(5) 原証券の発行者の事業の内容</p> <p>(6) 原証券の発行者の経理の概要</p> <p>(7) 外国為替の推移及び最近日の為替 相場</p> <p>2 証券情報</p> <p>(1) 証券の名称</p>

- (2) 発行地及び上場している金融商品取引所
- (3) 配当金及び基準日
- (4) 権利の内容
- (5) 権利行使の方法及び条件
- (6) 取得格付
- (7) 預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容
- (8) 預託証券の発行の仕組み
- (9) その他オプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項
- (10) 預託を受ける者の企業情報
- (11) 課税上の取扱い